

公印省略

6こ未第1185号

令和6年9月27日

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県福祉労働部長

(こども未来課)

子ども医療費支給事業費県費補助金交付要綱の一部改正について

平素より福岡県子ども医療費支給制度の円滑な実施について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。このたび、下記のとおり補助金交付要綱の一部を改正しましたのでお知らせします。

記

1 送付内容

- ・子ども医療費支給事業費県費補助金交付要綱新旧対照表
- ・子ども医療費支給事業費県費補助金交付要綱

2 改正内容

- ・児童手当法における所得制限の撤廃に係る文言の修正
※従前に引き続き所得制限を設定

3 適用時期

令和6年10月1日から適用する。

【問合せ先】

福岡県福祉労働部こども未来課

こどもの育ち・ひとり親家庭支援係 松本

TEL : 092-643-3257

福岡県子ども医療費支給事業費県費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1 (略) (定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 子ども 県内の市町村の区域内に住所を有する乳幼児及び児童をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 県内市町村の重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給を受けている者</p> <p>(3) 県内市町村のひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給を受けている者</p> <p>(4) 3歳に達する日の属する月の末日を経過した子どもの生計を維持する者の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が<u>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第289号)による改正前の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「旧施行令」という。)</u>第1条に規定する額以上である者</p> <p>2 前項(4)に規定する所得は、<u>旧施行令</u>第2条及び第3条の規定により算出した額とする。</p> <p>3 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>4 児童 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>イ 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>5 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年</p>	<p>第1 (略) (定義)</p> <p>第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 子ども 県内の市町村の区域内に住所を有する乳幼児及び児童をいう。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 県内市町村の重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給を受けている者</p> <p>(3) 県内市町村のひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給を受けている者</p> <p>(4) 3歳に達する日の属する月の末日を経過した子どもの生計を維持する者の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下「施行令」という。)第1条に規定する額以上である者</p> <p>2 前項(4)に規定する所得は、施行令第2条及び第3条の規定により算出した額とする。</p> <p>3 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>4 児童 次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>イ 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>5 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。</p>

法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。

6 子ども医療費 子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団が負担すべき額(国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)をいう。ただし、子どものうち3歳に達する日の属する月の末日を経過したものにあつては、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。また、歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。)ごとに次に規定する額は除く。また、医療費の額の算定は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとし、現に要した費用の額を超えないものとする。

(1) 入院の場合 1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。)

(2) 前号に規定するもの以外の場合

ア 乳幼児 1月につき800円(ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額。)

イ 児童

(ア) 6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 1月につき1,200円(ただし、自己負担分相当額が1,200円に満たない額の場合は、当該額。)

(イ) 12歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 1月につき1,600円(ただし、自己負担分相当額が1,600円に満たない額の場合は、当該額。)

7 この要綱において、「審査支払機関」とは、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)及び社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)をいう。

第3～14(略)

附則

この要綱は、昭和49年10月1日から適用する。

様式第1号～9号(略)

6 子ども医療費 子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団が負担すべき額(国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)をいう。ただし、子どものうち3歳に達する日の属する月の末日を経過したものにあつては、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。また、歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。)ごとに次に規定する額は除く。また、医療費の額の算定は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとし、現に要した費用の額を超えないものとする。

(1) 入院の場合 1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。)

(2) 前号に規定するもの以外の場合

ア 乳幼児 1月につき800円(ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額。)

イ 児童

(ア) 6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 1月につき1,200円(ただし、自己負担分相当額が1,200円に満たない額の場合は、当該額。)

(イ) 12歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 1月につき1,600円(ただし、自己負担分相当額が1,600円に満たない額の場合は、当該額。)

7 この要綱において、「審査支払機関」とは、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)及び社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。)をいう。

第3～14(略)

附則

この要綱は、昭和49年10月1日から適用する。

様式第1号～9号(略)

子ども医療費支給事業費県費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため市町村が条例等の規定により行う子ども医療費支給事業に対する県費補助金の交付に関し、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 子ども 県内の市町村の区域内に住所を有する乳幼児及び児童をいう。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - (2) 県内市町村の重度障がい者医療費の支給に関する条例による重度障がい者医療費の支給を受けている者
 - (3) 県内市町村のひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給を受けている者
 - (4) 3歳に達する日の属する月の末日を経過した子どもの生計を維持する者の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第289号）による改正前の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「旧施行令」という。）第1条に規定する額以上である者
- 2 前項（4）に規定する所得は、旧施行令第2条及び第3条の規定により算出した額とする。
- 3 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- 4 児童 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 - イ 12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- 5 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。
- 6 子ども医療費 子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に

関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）をいう。ただし、子どものうち3歳に達する日の属する月の末日を経過したものにあつては、当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く。また、歯科診療と歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。）ごとに次に規定する額は除く。また、医療費の額の算定は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定するものとし、現に要した費用の額を超えないものとする。

(1) 入院の場合 1日につき500円（ただし、1月につき3,500円を限度とする。）

(2) 前号に規定するもの以外の場合

ア 乳幼児 1月につき800円（ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額るときは、当該額。）

イ 児童

(ア) 6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 1月につき1,200円（ただし、自己負担分相当額が1,200円に満たない額るときは、当該額。）

(イ) 12歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 1月につき1,600円（ただし、自己負担分相当額が1,600円に満たない額るときは、当該額。）

7 この要綱において、「審査支払機関」とは、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）及び社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）をいう。

（補助対象事業）

第3 この県費補助金の交付の対象となる事業は、条例等の規定により市町村が行う子ども医療費支給事業とする。

（補助対象経費、補助率及び対象期間）

第4 この県費補助金の交付の対象となる経費及びその補助率は、次の表のとおりとする。

市町村	補助対象経費		補助率
地方自治法（昭和22年法律67号）第252条の19第1項の指定都市を除く	医療費	条例等の規定により支給した子ども医療費に要する経費	1/2

市町村	事務費	子ども医療費の審査支払事務を審査支払機関に委託した場合の審査支払手数料として要した経費	1 / 2
地方自治法（昭和22年法律67号）第252条の19第1項の指定都市	医療費	条例等の規定により支給した医療費に要する経費（12歳までの子どもの医療費に係るもの）	1 / 4
		条例等の規定により支給した医療費に要する経費（上記以外のもの）	1 / 2

2 医療費に係る補助金の交付は、前項に掲げる表の医療費の補助対象経費（寄付金その他の収入がある場合にはこれを控除した額とする。）に補助率欄に規定する補助率を乗じて得た額とする。

3 事務費の補助基準単価については、知事が別に定めた額とし、事務費の補助金の交付額は、補助基準額（補助基準単価に審査支払件数を乗じて算出する額）と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定し、補助率欄に規定する補助率を乗じて得た額とする。なお、事務費の補助基準単価のうち審査支払手数料に係る知事が定めた額とは、次に掲げる額を比較して最も少ない額とする。

(1) 市町村が支払基金に委託した場合の審査支払手数料の平均手数料

(2) 市町村が国保連に委託した場合の審査支払手数料の単価

4 市町村が次に掲げる返還金等を受けた場合は、補助対象経費から控除するものとする。

(1) 子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたことに伴い返還された額

(2) 偽りその他不正の手段により子ども医療費の支給を受けた者から返還された額

(3) 子ども医療費支給事業に係るその他の収入の額

5 補助金の対象となる期間は、補助金の交付決定のあった年度の4月1日から3月31日までとする。

（補助金の交付の条件）

第5 この県費補助金の交付には、規則によるもののほか、次の条件が付されるものとする。

市町村長は、補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金等調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておくこと。

（補助金の交付申請）

第6 市町村長は、規則第3条の規定により、次に掲げる書類を添え、子ども医療費支給事業費県費補助金交付申請書を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る市町村の歳入歳出予算書抄本

(2) 補助対象事業に係る市町村の条例等の写

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の変更交付の申請)

第7 市町村長は、県費補助金の交付決定後の事情の変更により、変更交付の申請を行う場合は、次に掲げる書類を添え、子ども医療費支給事業費県費補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る市町村の歳入歳出予算書抄本
- (2) 補助対象事業に係る市町村の条例等の写（第6による申請をした後において、条例等が改正された場合に限る。）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第8 知事は、規則第4条の規定により、予算の範囲内で県費補助金の交付額を決定し、規則第6条の規定により、子ども医療費支給事業費県費補助金（変更）交付決定通知書をもって、市町村に通知する。

(補助金の交付)

第9 知事は、事業の運営上必要があると認めるときは、当該事業の実施状況を勘案して第8による県費補助金の交付決定額の全部又は一部を概算交付するものとする。

2 市町村長は、前項の県費補助金の交付を受けようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10 市町村長は、規則第13条の規定により、次に掲げる書類を添え、子ども医療費支給事業費県費補助金実績報告書を翌年度の5月末日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る市町村の歳入歳出決算見込書抄本
- (2) 子ども医療費県費補助金精算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11 知事は、規則第14条の規定により、県費補助金の額を確定し、子ども医療費支給事業費県費補助金交付額確定通知書をもって、市町村に通知する。

(状況報告)

第12 市町村長は、規則第11条の規定により、毎月の事業状況を翌月20日までに知事に報告しなければならない。

(書類の様式)

第13 この要綱の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 補助金等調書 | 様式第1号 |
| (2) 子ども医療費支給事業費県費補助金交付申請書 | 様式第2号-1 |
| (3) 〃（政令指定都市用） | 様式第2号-2 |
| (4) 子ども医療費支給事業費県費補助金変更交付申請書 | 様式第3号-1 |

(5) " (政令指定都市用)	様式第3号-2
(6) 子ども医療費支給事業費県費補助金交付決定通知書	様式第4号-1
(7) " (政令指定都市用)	様式第4号-2
(8) 子ども医療費支給事業費県費補助金変更交付決定通知書	様式第5号-1
(9) " (政令指定都市用)	様式第5号-2
(10) 概算請求書	様式第6号
(11) 子ども医療費支給事業費県費補助金実績報告書	様式第7号-1
(12) " (政令指定都市用)	様式第7号-2
(13) 子ども医療費支給事業費県費補助金交付額確定通知書	様式第8号-1
(14) " (政令指定都市用)	様式第8号-2
(15) 子ども医療費支給事業状況報告書	様式第9号
(補 則)	

第14 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和49年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年3月27日から施行し、改正後の乳幼児医療費支給事業費県費補助金交付要綱の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年6月20日から施行し、改正後の乳幼児医療費支給事業費県費補助金交付要綱の規定は平成6年10月1日から適用する。ただし、改正規定中小児科外来診療料に係る部分は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月19日から施行し、改正後の乳幼児医療費支給事業費県費補助金交付要綱の規定は平成10年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成13年3月29日から施行する。ただし、第4の1の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の乳幼児医療費支給事業費県費補助金交付要綱は、平成13年1月1日から適用する。ただし、第2の3及び第4の2中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改正する規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第4の1中事務費に係る部分は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第4の1中事務費に係る部分は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。ただし、改正後の様式第9号については、平成18年12月事業分から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。ただし、改正後の様式第9号については、平成20年10月事業分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正後の様式第7号については、平成23年2月事業分から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行し、改正後の乳幼児医療費支給事業費補助金交付要綱は、平成24年10月1日から適用する。ただし、改正前の乳幼児医療費支給事業費補助金交付要綱の第2の1（2）中の児童手当法施行令及び児童手当法は、改正前の児童手当法施行令及び児童手当法を適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第4の3中事務費に係る改正規定については、平成28年度分の補助金から適用する。
- 2 平成28年10月1日の施行以前の日付による申請は、平成27年度旧様式においても新様式と同等の取扱いとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。